

お客様各位

大阪信用金庫

「ことら送金」取扱開始に伴う「当座勘定規定」の改定について

平素は大阪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「ことら送金」の取扱開始に伴い、当金庫は、下記のとおり、「当座勘定規定」を改定します。
 なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

記

1. 改定日

2023年8月23日(水)

2. 改定対象

- (1) 一般当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)

3. 改定内容

改定前	改定後
第10条(支払の範囲) (1) 省略 新設 (2) 同右	第10条(支払の範囲) (1) 省略 <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> <u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u>
第30条(規定の変更) (1) 省略 (2) 前項の規定による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。	第30条(規定の変更) (1) 省略 <u>(2) 前項の規定による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表することにより変更できるものとし、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

(注) 当座勘定規定(専用約束手形口用)第11条および第26条も同内容の改正となります。

以上